［3　略］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、平成19年総務省告示第48号に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認

［ア・イ　略］

ウ　スペクトル分析器⑴を２⑴のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率等の値を補正して擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

［オ～キ　略］

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

［ケ・コ　略］

⑵　運用中チャネル監視

［ア～エ　略］

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、平成19年総務省告示第48号に規定する規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線より送信する。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑵のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

［キ・ク　略］

5　試験結果の記載方法

十三の項５に同じ。

6　［略］

⑸　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器⑵は、次のように設定する。

中心周波数	試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	15ｓ程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

［3　同左］

4　測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、２⑵に示す各試験信号を用いて、次のとおり動的周波数選択機能の動作を確認する。

⑴　利用可能チャネル確認

［ア・イ　同左］

ウ　スペクトル分析器⑴を２⑷のように設定し、標準空中線とスペクトル分析器⑴を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率等の値を補正して擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力の値を算出する。

エ　ウで算出した試験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が２⑶の規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。

［オ～キ　同左］

ク　利用可能チャネル確認時間のうち、無作為に選択された時間において、標準信号発生器の出力を送信の状態として、２⑶の規定入力レベルの擬似レーダーパルスを試験機器に加える。

［ケ・コ　同左］

⑵　運用中チャネル監視

［ア～エ　同左］

オ　標準信号発生器の出力を送信の状態として、２⑶の規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線より送信する。

カ　スペクトル分析器⑵を２⑸のように設定し、擬似レーダーパルスが試験機器に入力されたときの擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器⑵を用いて確認する。

［キ・ク　同左］

5　試験結果の記載方法

⑴　［同左］

⑵　運用中チャネル監視

ア　４⑵キにおいて、試験機器が15回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で記載する。

イ　４⑵クを行った場合は、合算した擬似レーダーパルスの検出回数が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で記載する。

ウ　ア及びイの「良」又は「否」に併せて、固定パルス１、固定パルス２ごとに検出回数と試験回数を記載する。

エ　「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

6　［同左］